

埼玉県立近代美術館サポーター要綱

(平成12年3月11日館長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立近代美術館（以下「美術館」という。）における利用者の鑑賞を支援することを目的とする埼玉県立美術館サポーター（以下「美術館サポーター」という。）について、その活動に必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 美術館サポーターは、美術館で常設展示されている収蔵作品の解説等を主に行うものとする。

2 美術館サポーターは、前項の活動を円滑に行うため、美術館の事業活動に即しながら、常に必要な知識の習得に務めるものとする。

3 美術館サポーターの活動については、別途館長が定めるものとする。

(登録)

第3条 美術館は、美術館サポーターとしての活動が可能である者を募集し、応募者の中から活動と学習の意欲のあると認められる者を選考のうえ、そのものに対して所定の養成講座を実施するものとする。

2 美術館は、前項の養成講座を修了し、美術館サポーターとして活動できると認められる者を美術館サポーターとして登録するものとする。

3 美術館サポーターの登録人数は、概ね30名とする。

4 美術館サポーターの登録期間は、2年間とする。

(登録の抹消)

第4条 美術館は、美術館サポーターが以下に該当する場合は、美術館サポーターの登録を解除することができる。

1 登録辞退を申し出たとき。

2 第2条に定める活動内容に反する行為を行ったとき。

3 美術館の信用を著しく損なう行為を行ったとき。

4 美術館サポーター組織の円滑な運営を著しく阻害したと認められるとき。

(募集)

第5条 美術館は、美術館サポーターの登録者数が任期満了又は登録抹消により著しく不足すると認められる場合は、美術館サポーターの募集を行うものとする。美術館サポーターの募集人数及び募集期間は、必要に応じてその都度館長が定めるものとする。

(報酬・交通費等)

第6条 美術館サポーターは、ボランティアとし、報酬、交通費、食費等は支給しない。

(補足)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、館長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。